

国土強靱化対策の推進を求める意見書

現在、世界各地で異常な気候変動の影響を受けた自然災害による甚大な被害が発生しており、我が国においても、台風、豪雨による河川の氾濫や土砂崩落、また竜巻や豪雪など、そして地震も含めた自然災害が頻発化・激甚化しています。

このような自然災害から、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取り組みは一層重要性を増しており、喫緊の課題となっています。

こうした中、国では重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・深化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいますが、その期限が令和3年3月末までとなっています。しかし、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期限が迫る現在においても、多くの尊い命が奪われる自然災害が多発しています。

今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興へとつながるよう十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須であります。

よって、国におかれまして、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 令和2年度で期限となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
- 2 国土強靱化対策を推進するため、インフラの老朽化対策、気候変動への対応、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、支援対象の拡大や要件の緩和など、制度の充実・強化を図ること。
- 3 国土強靱化の取り組みを推進するため、対策に必要な公共事業予算の総額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月14日